

教員養成セミナー9月号  
トレーニング動画

12カ月完成  
教職・一般教養  
受講ノート

◆第12回◆教育時事②  
問題行動等調査

講師：本田 辰雄

## テーマ1

「令和元年度 児童生徒の問題行動・  
不登校等生徒指導上の諸問題に関する  
調査について」

# テーマ1

## 1. いじめ

### いじめ調査の概要

学校種別のいじめの認知件数は、**小学校**484,545件（前年度425,844件）、**中学校**106,524件（前年度97,704件）、**高等学校**18,352件（前年度17,709件）、**特別支援学校**3,075件（前年度2,676件）。全体では、612,496件（前年度543,933件）であった。全校種で増加している。

➡単純に「いじめ行為」が増加したと捉えられるわけではなく、積極的な認知が進んだ結果であると考えられる。

➡学年別では（1 **小学校2年生**）が最も多く、96,366件であった。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「**いじめ**」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と（2 **一定の人的関係**）にある**他の児童等**が行う（3 **心理的**）又は（4 **物理的**）な影響を与える行為（（5 **インターネット**）を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめの理解（いじめの防止等のための基本的な方針）

・いじめは、どの子供にも、どの学校でも、（6 **起こりうる**）ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「（7 **暴力を伴わない**）いじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「（7 **暴力を伴わない**）いじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「**暴力を伴ういじめ**」とともに、**生命又は身体に重大な危険**を生じさせうる。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめの理解（いじめの防止等のための基本的な方針）

・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、**学級や部活動等の所属集団の構造上の問題**（例えば無秩序性や閉塞性）、「（8 **観衆**）」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「（9 **傍観者**）」の存在にも注意を払い、集団全体に**いじめを許容しない雰囲気**が形成されるようにすることが必要である。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめの発見のきっかけ

・ いじめの発見のきっかけは, 「(10 **アンケート調査**) **な**  
**ど学校の取組により発見**」は54.2% (前年度52.8%) で最も  
多くなっている。「本人からの訴え」から発見されるのは  
17.6% (前年度18.3%) であった。「(11 **学級担任**) **が発**  
**見**」するのは10.4% (前年度10.6%) であった。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめの発見のきっかけ

- ・ いじめは、学校の教職員が発見するケースが大半である。ただし、（11 **学級担任**）が自ら認知するのは10.4%に過ぎない。「（10 **アンケート調査**）など学校の取組により発見」できる例は54.2%で最も多いため、効果的な具体策であることを必ず覚える。
- ・ 「本人からの訴え」や「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」で発見できる例は少ないため、日ごろの信頼関係の構築等も必要である。



# テーマ1

## 1. いじめ

### いじめの態様

- ・「冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、61.9%であった。（12 精神的ないじめ）が圧倒的に多いことがわかる。また、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」は中学校8.1%、高等学校18.7%となっている。上述した（12 精神的ないじめ）に比べると割合は低いが見過ごしてはいけない。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「解消している」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「**解消している**」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「解消している」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する（3 **心理的**）又は（4 **物理的**）な影響を与える行為（（5 **インターネット**）を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも（13 **3ヶ月**）を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、（14 **学校の設置者**）又は**学校いじめ対策組織**の判断により、

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「解消している」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

### ①いじめに係る行為が止んでいること

より長期の期間を設定するものとする。**学校の教職員**は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「解消している」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「解消している」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その（15 **安心・安全**）を確保する責任を有する。 **学校いじめ対策組織**においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む（16 **対処プラン**）を策定し、確実に実行する。

# テーマ1

## 1. いじめ

いじめが「**解消している**」状態とは？（いじめの防止等のための基本的な方針）

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが**再発**する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## テーマ1

### 2. 不登校

不登校児童生徒数（長期欠席者数）

小・中学校における**長期欠席者数**は、**小学校**90,089人（前年度84,033人）、**中学校**162,736人（前年度156,006人）であった。全体では、252,825人（前年度240,039人）である。このうち、**不登校児童生徒数**は、**小学校**53,350人（前年度44,841人）、**中学校**127,922人（前年度119,687人）、小・中の合計で181,272人（前年度164,528人）であり、**在籍者数に占める割合**は小学校0.8%（前年度0.7%）、**中学校**3.9%（前年度3.6%）、全体では1.9%（前年度1.7%）であった。



# テーマ1

## 2. 不登校

不登校児童生徒数（長期欠席者数）

**高等学校における長期欠席者数**は、76,775人（前年度80,752人）である。このうち、**不登校生徒数**は50,100人（前年度52,723人）で、**在籍者数に占める割合**は1.6%（前年度1.6%）であった。

➡校種別の不登校児童生徒数は（1 **中学校**）が最も多くなっている。

➡学年別にみると、（2 **中学校3年生**）（48,271人）が最多であった。中学校段階になると急激に増加するため、**中1ギャップ**の影響があると考えられる。

# テーマ1

## 2. 不登校

### 不登校の定義

不登校とは、何らかの（3 **心理的、情緒的、身体的** ）、あるいは（4 **社会的要因・背景** ）により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「**病気**」や「**経済的理由**」による者を除く。）をいう。

# テーマ1

## 2. 不登校

### 不登校の要因

- 小・中学校の不登校の要因を「主たるもの」で見ると、
- ・「**学校に係る状況**」では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題（15.1%）」が最も多い。
  - ・「**家庭に係る状況**」では、「親子の関わり方（10.2%）」が最も多い。
  - ・「**本人に係る状況**」では、「無気力・不安（39.9%）」が最も多い。

# テーマ1

## 2. 不登校

支援の視点（不登校児童生徒への支援の在り方について（通知））

不登校児童生徒への支援は、「（5 **学校に登校する**）」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、（6 **社会的に自立**）することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の（7 **積極的**）な意味を持つことがある一方で、**学業の遅れ**や**進路選択上の不利益**や**社会的自立への（8 **リスク**）**が存在することに留意すること。

## 3. 高等学校の長期欠席（不登校等）

### 高等学校における不登校生徒数

高等学校における長期欠席者数は76,775人（前年度80,752人）である。このうち、不登校生徒数は50,100人（前年度52,723人）であり、在籍者数に占める割合は1.6%（前年度1.6%）である。

不登校生徒のうち、90日以上欠席している者は9,508人（前年度11,150人）で、不登校生徒に占める割合は19.0%（前年度21.1%）である。

## テーマ1

### 3. 高等学校の長期欠席（不登校等）

#### 不登校の要因

不登校の要因の主たるものとして、最多は「（1 無気力・不安）（33.8%）」であり、「生活リズムの乱れ・あそび・非行（15.0%）」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題（12.1%）」の順に多い。

## テーマ1

### 4. 高等学校の中途退学

#### 高等学校における中途退学者数

高等学校における中途退学者数は42,882人（前年度48,594人）で、在籍者数に占める割合は1.3%（前年度1.4%）である。

中途退学の事由としては、「（1 **学校生活・学業不適応**）」を主たる理由とするものが36.6%（前年度34.2%）で最も多い。

## テーマ1

### 5. 自殺

#### 自殺した児童生徒数

小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は、**小学校**4人（前年度5人）、**中学校**91人（前年度100人）、**高等学校**222人（前年度227人）である。全体では、317人（前年度332人）であった。

学年別では**高校3年生**の86人が最多で、**高校2年生**の71人、**高校1年生**の59人の順に多い。



## テーマ1

### 5. 自殺

自殺した児童生徒が置かれていた状況

自殺した児童生徒が置かれていた状況として、最多は「（1不明）」の188人であり、「**家庭不和**」の33人、「**進路問題**」の32人、「**父母等の叱責**」の31人の順に多い。

「いじめの問題」があった児童生徒は10人（前年度9人）であった。

## 6. 暴力行為

暴力行為の発生件数

**暴力行為の発生件数**は、**小学校**43,614件（前年度36,536件）、**中学校**28,518件（前年度29,320件）、**高等学校**6,655件（前年度7,084件）であった。全体では、78,787件（前年度72,940件）であった。

全体での暴力行為の内訳は、「**対教師暴力**」9,849件（前年度9,134件）、「**生徒間暴力**」55,720件（前年度51,128件）、「**対人暴力**」1,186件（前年度1,336件）、「**器物損壊**」12,032件（前年度11,342件）となっており、「生徒間暴力」が最も多くなっている。

## テーマ1

### 6. 暴力行為

暴力行為の発生件数

➡小学校だけ（1 **増加**）している。暴力行為の低年齢化が読み取れる。

➡3番目に多くなっている「**対教師暴力**」については、社会的に話題になることもあるため、暴力行為の低年齢化と合わせて、教員としてどのように対処するのかを考え、面接や論作文対策をしよう。

教員養成セミナー9月号  
トレーニング動画

12カ月完成  
教職・一般教養  
受講ノート

◆第12回◆教育時事②  
問題行動等調査

講師：本田 辰雄